

山口県の環境負荷低減活動の認定・認証制度

～農業分野～

山口県では、次の3つの技術を一体的に導入し、化学肥料・化学農薬を県慣行レベルから低減を目指す農業者の計画の認定や、生産された農産物の認証をしています。

1 土づくりの技術

たい肥等の有機物やレンゲや菜の花等の緑肥作物を土にすき込むことなどにより、作物の生育に適した土づくりを実施



2 化学肥料を減らす技術

有機質肥料の利用や、局所施肥（植物が利用しやすいように根の周辺に肥料を与える方法）などにより、化学肥料の量を削減



3 化学農薬を減らす技術

病害虫の発生しにくい環境づくり（周辺の草刈り、病気に強い品種の選択）や化学農薬に頼らない防除方法の選択（防虫ネット、害虫を食べる天敵の利用、天然物由来の農薬の使用等）などの取組により、化学農薬の散布回数を削減



認定・認証の種類

○エコファーマー

化学肥料・化学農薬を県慣行レベルから

3割以上低減することを目指す**農業者を認定**

*みどりの食料システム法に基づく「みどり認定」の1区分

○エコやまぐち農産物

化学肥料・化学農薬を県慣行レベルから

5割以上低減 又は **栽培期間中不使用**で生産された**農産物を認証**

*国の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに準じた制度

※このマークが
エコやまぐち農産物の目印です



エコ50
5割以上削減



エコ100
栽培期間中不使用

がんばる農業者の応援を
よろしくお願いします！！

